

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と東御市（以下「乙」という。）は、佐久地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、甲を中心市とする佐久地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、佐久地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して必要な生活機能等を確保し、もって定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる取組において、相互に連携を図り、共同し、補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行に当たるとともに、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関する必要な事項については、必要な都度甲及び乙が協議して定めることとする。

（協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年 1月12日

佐久市中込3056番地
甲 佐久市
佐久市長 柳 田 清 二

東御市県281番地2
乙 東御市
東御市長 花 岡 利 夫